

多子軽減措置に関する減額手続きについて(ご案内)

1 多子軽減措置について

小学校就学前の児童が障がい児通所支援(※1)を利用する際、以下 A 又は B のいずれかに該当し、かつ、その第2子以降に該当することで、障がい児通所支援の利用者負担額が軽減されます。

ただし、多子軽減措置を適用するためには事前に申請が必要となりますので、該当する方は、お住まいの区役所障害者支援課で申請してください。

A 小学校就学前の児童が同じ世帯に2人以上いる場合



小学校就学前の児童(※2)のうち、第2子以降に該当する場合は軽減されます。

B 世帯の市民税所得割額の合算額が 77,101 円未満である場合



生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、そのうち第2子以降に該当する場合は軽減されます。

※1 障がい児通所支援のうち多子軽減措置の対象となるのは児童発達支援、保育所等訪問支援となります。
放課後等デイサービスは対象となりませんのでご注意ください。

※2 対象児童の兄又は姉は、幼稚園等(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設又は認定こども園)へ通学している必要があります。

2 軽減後の利用者負担額

1 第1子の場合



利用者負担額は、費用総額の 10/100(軽減措置なし)

2 第2子の場合



軽減後の利用者負担額は、費用総額の 5/100

3 第3子以降の子である場合



軽減後の利用者負担額は、0(自己負担なし)

3 減額の申請に必要な書類

A 小学校就学前の児童が同じ世帯に2人以上いる場合

- ① 様式第5号の4(障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書)
- ② 通園等証明書・・・児童の兄又は姉が通う幼稚園等に証明してもらってください。

B 世帯の市民税所得割額の合算額が 77,101 円未満である場合

- ① 様式第5号の4(障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書)
- ② 収入申告書・・・世帯員全員の同意(押印必須)が必要です。
- ③ 生計同一であることが確認できるもの・・・障害児の兄又は姉が別居している場合のみ提出が必要です。保護者が仕送り等を行うことによって生計を同一としている場合は、仕送りを行っていることがわかる書類(預金通帳、口座振込書類の控え等)を提示していただく必要があります。

4 適用開始日

※申請のあった日の属する月の翌月からの減額となります。

5 申請書類の提出先及びお問い合わせ先

■申請に関するお問い合わせ先、申請書類のご提出先■

【葵 区】葵福祉事務所障害者支援課 給付係

住所: 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 葵区役所 2 階

電話: 054-221-1589 / FAX: 054-254-6322

【駿河区】駿河福祉事務所障害者支援課 給付係

住所: 静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号 駿河区役所 1 階

電話: 054-287-8690 / FAX: 054-287-8660

【清水区】清水福祉事務所障害者支援課 給付係

住所: 静岡市清水区旭町 6 番 8 号 清水区役所 1 階

電話: 054-354-2106 / FAX: 054-352-0323

■この制度に関するお問い合わせ先■

保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課 自立支援係

住所: 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡庁舎 15 階

電話: 054-221-1098 / FAX: 054-221-1494